

改正

令和6年3月29日訓令第8号

芳賀町地域公共交通会議運賃協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、芳賀町地域公共交通会議設置要綱（平成25年芳賀町告示第69号。以下「要綱」という。）第9条で定める運賃協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の構成員)

第2条 要綱第9条で定める協議会の構成員は、別表のとおりとする。

2 委員の任期は、芳賀町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員の在任期間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営等)

第3条 協議会の会長（以下「協議会長」という。）は、交通会議の会長とし、協議会の運営については、要綱第6条の規定を準用するものとする。

(協議結果の報告)

第4条 協議会長は、協議会の協議結果について交通会議に報告するものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会長が協議会に諮り定める。

附 則

この訓令は、令和6年2月7日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区分（要綱第9条関係） | 委員 |
|-------------|------|
| 会長 | 芳賀町長 |

| | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 運輸支局 | 関東運輸局栃木運輸支局長又はその指名する者 |
| 住民代表のうち町長が指名する者 | 芳賀町自治会連合会会長 |
| 当該運賃等を定めようとする一般乗合 旅客自動車運送事業者 | 同左 |